



# 宮 崎 県 公 報

平成28年7月28日(木曜日) 第 2815 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………( “ ) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………( “ ) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更……………( “ ) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………( “ ) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事

頁

- 業所)の休止……………(福祉保健課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の指定の辞退……………( “ ) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 3

### 病 院 局 公 告

- 入札公告…………… 4

### 人 事 委 員 会 公 告

- 平成28年度身体障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施…………… 5

### 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等の検定の実施について…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 503号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
プレイン株式会社	宮崎市学園木花台北3丁目8294番地9	川越薬局	日南市大堂津4丁目8番4号	平成28年7月1日
株式会社西日本福祉サービス研究所	都城市中原町32街区1号	けあらいふ正寿の杜	北諸県郡三股町大字蓼池4612番地1	平成28年6月13日
株式会社サティスファーマ	鹿児島市東千石町2-14プレール東千石101	とだか調剤薬局	日南市戸高1丁目10番5	平成28年6月1日

### 宮崎県告示第 504号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	特別養護老人ホームミュージズの虹高原	西諸県郡高原町大字広原4961番地7
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ミュージズの虹高原ショートステイ	西諸県郡高原町大字広原4961番地7

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
特別養護老人ホームみやま園	特別養護老人ホームミュージズの虹高原	平成28年 5月1日
みやま園ショートステイ	ミュージズの虹高原ショートステイ	平成28年 5月1日

**宮崎県告示第 505号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 7 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地 2	特別養護老人ホームミュージズの虹高原	西諸県郡高原町大字広原4961番地 7
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地 2	ミュージズの虹高原ショートステイ	西諸県郡高原町大字広原4961番地 7

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地 2	西諸県郡高原町大字広原4961番地 7	平成28年 6月1日
西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地 2	西諸県郡高原町大字広原4961番地 7	平成28年 6月1日

**宮崎県告示第 506号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更

した旨の届出があった。

平成28年 7 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地 2	ミュージズの虹高原居宅介護支援事業所	西諸県郡高原町大字西麓 432番地 2

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
みやま園高齢者介護相談センター	ミュージズの虹高原居宅介護支援事業所	平成28年 5月1日

**宮崎県告示第 507号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年 7 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社フジエンタープライズ	延岡市浜砂 2丁目10番 29号	居宅介護支援事業所ふじ	西臼杵郡高千穂町大字三田井6593番地 2	平成28年 3月31日

**宮崎県告示第 508号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年 7 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人なかも福社会	都城市太郎坊町3149番地1	なかも居宅介護支援事業所	都城市太郎坊町1530番地	平成28年7月1日

宮崎県告示第 509号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関（居宅介護事業所）は、その指定を辞退した。

平成28年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		辞 退 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人汎愛会浜田医院	都城市牟田町1街区10号	浜田医院	都城市牟田町1街区10号	平成28年6月15日

宮崎県告示第 510号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大平原地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東諸県郡国富町大字本庄字義門寺4483-3地先法定外公共物（水路）
2	” ” 字大平原4771-3
3	” ” ” 4768-2
4	” ” 字谷ノ口4759-2
5	” ” ” 4757-1
6	” ” ” 4757-4
7	” ” ” 4757-4
8	” ” ” 4749-3
9	” ” 字義門寺4484-1地先法定外公共物（水路）
10	” ” ” 4480-6

宮崎県告示第 511号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 （メートル）		指 定 年 月 日
			幅員	延長	
(高岡) 28-2	隈元琢仁	東諸県郡綾町大字北俣字野首2633番2、2633番3	4.00	32.19	平成28年7月7日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器小林店・ゲオ小林店  
小林市堤字金鳥居3005番7 外5筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
平成28年6月17日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成28年7月28日から平成28年8月29日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器小林店・ゲオ小林店  
小林市堤字金鳥居3005番7 外5筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更  
平成28年6月17日
- 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成28年7月28日から平成28年8月29日まで

## 病院局公告

## 入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成28年7月28日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 X線撮影装置 一式(設置に必要な工事を含む。)
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年12月28日
- (4) 納入場所 県立延岡病院放射線科2番撮影室
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。
  - ア 平成28年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
  - イ 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
  - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。
 

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
  - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を

満たすことを証明できる書類を平成28年9月1日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
延岡市新小路2丁目1-10  
郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

- (2) 期間 平成28年7月28日から平成28年9月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 期間 平成28年7月28日から平成28年9月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 平成28年9月8日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

## 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院2階会議室(地域医療センター)
- (2) 日時 平成28年9月9日午前10時30分

## 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

## 8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

## 9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 10 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
延岡市新小路2丁目1-10  
郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

## 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
General Radiographic System 1set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 8 September,2016
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL:0982-32-6181

## 人事委員会公告

平成28年度身体障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

平成28年7月28日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年7月28日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	2 級	平成28年10月20日（木）午前 9 時30分から午後 5 時頃まで
	1 級	平成28年10月21日（金）午前 9 時30分から午後 5 時頃まで

※ 当日の受付は、午前 9 時から 9 時30分までに済ませること。

## 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

## 3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

## 4 受検資格

## (1) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

## (2) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間、時間

平成28年9月5日（月）から9月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

## (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 空港保安警備 2 級検定合格証明書の写し及び空港保安警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（1 級検定申請者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）

カ 1 級検定受験資格認定書（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料は、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること（1 級に限る。）。

オ 手荷物等検査に関すること（2 級に限る。）。

カ 空港に関すること。

キ 空港保安警備業務の管理に関すること（1 級に限る。）。

ク 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること（1 級に限る。）。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--